

平成22年8月10日(火)

第 2,212 号

(毎週火・金曜日発行) http://www.pref.shimane.lg.jp/

次 目

【規 則】

島根県漁業調整規則の一部を改正する規則

(水 産 課)

2

【告 示】

身体障害者福祉法の規定による医師の指定

(障がい福祉課)

2

森林法第189条の規定による告示及び掲示

(森林整備課) 3

補助金等交付規則第3条の規定により造林新植支援事業補助金の交付の対象等を

( " )

定める告示

公共測量の実施

(用地対策課) 3

【選管告示】

【公告】

津和野町議会議員一般選挙における選挙の効力に関する審査の申立てについての

4

裁決

# 公布された条例等のあらまし

# ◇島根県漁業調整規則の一部を改正する規則 (規則第56号)

1 規則の概要

中海及び境水道のうち境水道大橋東端の線以西の海域(以下「対象海域」という。)で島根県知事と鳥取県知事の 漁業の許可を受けた者は、島根県の対象海域における漁獲と鳥取県の対象海域における漁獲を区別することが困難で あるときは、対象海域に係る漁獲成績報告書を提出することができることとした。(第56条関係)

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規則

島根県漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年8月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

# 島根県規則第56号

島根県漁業調整規則の一部を改正する規則

島根県漁業調整規則(昭和40年島根県規則第53号)の一部を次のように改正する。

第56条第1項に次のただし書を加える。

ただし、中海及び境水道のうち境水道大橋東端の線以西の海域(以下「対象海域」という。)で島根県の海域(以下「島根県の対象海域」という。)に係る漁業の許可(以下「島根県知事の許可」という。)を受けた者で、漁業法第66条第1項又は鳥取県知事の定めるところにより、対象海域で鳥取県の海域(以下「鳥取県の対象海域」という。)に係る鳥取県知事の許可(島根県知事の許可における漁業に相当する種類の漁業についての許可に限る。)を受けたものは、島根県の対象海域における漁獲と鳥取県の対象海域における漁獲を区別することが困難であるときは、対象海域に係る漁獲成績報告書を提出することができる。

# 附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の島根県漁業調整規則第56条第1項の規定による漁獲成績報告書の提出は、平成21年6月19日 以後に操業したものについて適用し、同日前に操業したものについては、なお従前の例による。

<u>告</u> 示

# 島根県告示第518号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則(昭和34年島根県規則第17号)第2条の規定により告示する。

平成22年8月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医師の氏名	診療科目	従事する医療機関		指定年月日
		名 称	所 在 地	1日足十万日
堤 聖吾	整形外科	松江赤十字病院	松江市母衣町200	平成22年7月30日

# 島根県告示第519号

平成22年島根県告示第500号で保安林の指定施業要件を変更された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手 方が不分明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を安来市役所に掲示する とともにその要旨を告示する。

平成22年8月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

保安林の所在場所及び不分明である通知の相手方

保安林の所在場所	不 分 明	である通知の相手方	
休女林の別任場別	保安林の権利者	住 所	
安来市広瀬町東比田2795-3	岡本 博文	安来市広瀬町町帳439-16	
安来市広瀬町東比田2796	中西 徹	広島市安佐北区亀山3-8-1	

# 島根県告示第520号

補助金等交付規則(昭和32年島根県規則第32号)第3条の規定により、造林新植支援事業補助金の交付の対象等を次のように定めたので告示する。

平成22年8月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 補助金等の名称

造林新植支援事業補助金

2 交付の目的

造林意欲の低下した森林所有者に対し、植林に係る初期投資を軽減することにより、植林意欲を喚起させ、森林・木 材の循環利用システムの推進を図り、森林の公益的機能の保持と安定的な林業経営を支援すること。

3 交付の対象である事業の内容等

交付の対象である事業の内容	補助対象経費	補助事業者	交付額
木材生産団地内の伐採跡地への	植栽に係る経費のうち造林補助	造林公共事業により新植	定額 1ヘクタール
植栽	金等を控除した所有者負担経費	を行う者	当たり170千円以内

注

- 1 木材生産団地とは、新たな農林水産業・農山漁村活性化計画のうち森林・林業戦略プランにより設定された木材 生産団地とする。
- 2 造林補助金等とは、知事が別に定める補助金及び交付金をいう。
- 3 造林公共事業とは、知事が別に定める事業をいう。

公	告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について益田市中吉田平田土地区画整理組合理事長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成22年8月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 作業種類

4級基準点測量

2 作業期間

平成22年6月21日から平成22年10月29日まで

3 作業地域

益田市中吉田町、乙吉町の一部地域

# 選挙管理委員会告示

#### 島根県選挙管理委員会告示第51号

平成22年4月25日執行の津和野町議会議員一般選挙における選挙の効力に関し、島根県鹿足郡津和野町日原188-1番地村上義一から提起された審査の申立てについて、次のとおり裁決した。

平成22年8月10日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

裁 決 書

島根県鹿足郡津和野町日原188-1番地

審査申立人 村 上 義 一(41歳)

上記の者から提起された平成22年4月25日執行の津和野町議会議員一般選挙(以下「本件選挙」という。)の選挙の効力に関する審査申立てについて、島根県選挙管理委員会(以下「当委員会」という。)は、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査の申立てを棄却する。

# 審査の申立ての要旨

審査申立人(以下「申立人」という。)は、本件選挙に関し、津和野町選挙管理委員会(以下「町委員会」という。)に対して異議の申出をしたところ、町委員会は、同年5月18日これを棄却する旨の決定をしたので、これを不服として、当委員会に対し、この決定を取り消し、本件選挙を無効とする旨の裁決を求めるものである。

その理由の内容を要約すれば、次のとおりである。

- 1 開票作業の結果、投票者数より投票総数が1票多いことが判明した。これはある選挙人に二重交付された事実を示す ものであり、公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。)第36条「投票は、各選挙につき、一人一 票に限る。」の規定違反である。
- 2 投票所における投票者数と投票用紙残枚数の不一致の事実についての説明がなく開票が行われたこと、開票の結果として投票者数より投票総数が1票多いことについての選挙立会人への説明もなく、また、同点得票者がいたにもかかわらず選挙長の独断によりくじで当選人を決定したことは、公選法第6条「選挙管理委員会は、選挙が公明且つ適正に行われるように、常にあらゆる機会を通じて、投票の方法、選挙違反その他選挙に関し必要と認める事項を選挙人に周知させなければならない。」の規定違反である。
- 3 投票日当日に2箇所の投票所で選挙人名簿抄本に未投票の選挙人が期日前投票済みと記載されていた。システムエラーの原因が解明されていないことから、その部分だけの誤載とは断定できない。
- 4 広報に「一般補欠選挙」と記載されている。CATVでお詫びの放送はしているが、未加入世帯もあり、訂正した広報紙は配付されていない。補欠選挙と一般選挙とでは要素が違い、重大な瑕疵による告知である。
- 5 職務従事者の怠慢な姿勢、ある個人への異常なほどの得票数、有権者に対して投票用紙の過剰な印刷枚数など町民の 間では不審、疑惑に思う声もささやかれている。

6 このような異常事態が発生し、選挙人に不審を与えた。

選挙は公正・公明かつ適正に行う以上、選挙人に公開で審議することを要望したが、委員会としては非公開であり会議録を見せることもできないとされたので抗議文を提出したにもかかわらず、異議申出については棄却の決定をされ、 抗議文も無視された。

#### 裁決の理由

当委員会は、本件審査の申立ての要件を確認したところ、公選法第202条第2項に基づく適法なものと認められたので、これを受理し、町委員会から弁明書、申立人から反論書を徴し、平成22年7月22日に申立人からの申立による意見陳述を行った。

さらに事実関係を明らかにするため、職権で町委員会に対し必要な物件の提出を求め、同日町委員会事務局長らに対し 証人尋問を行い、慎重かつ厳正に審理した。

ところで、選挙の効力に関する争訟において選挙が無効とされるのは、公選法第205条第1項の規定により、当該選挙が規定に違反して行われ、かつ、選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合に限られている。

ここでいう「選挙の規定に違反する」とは、主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手続に関する明文の 規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定はなくとも、選挙の管理執行上の手続上、選挙法の基本理念たる選 挙の自由公正の原則が著しく阻害される場合を指すものと解されている。(昭和61年2月18日最高裁判決)

また、「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」とは、その規定違反がなかったならば、選挙結果につき、あるいは 異なった結果を生じるかもしれないと客観的に認められる場合をいうものとされている。(昭和29年9月24日最高裁判 決)

このような観点に立って、申立人の主張する理由について、本件選挙が無効とされる場合に該当するかを判断する。

#### 1 申立理由1について

平成22年4月25日の午後5時過ぎに、第1投票区の投票所から町委員会へ投票者数と投票用紙の使用枚数が符合しない旨の報告があった。報告を受けた町委員会職員が当該投票所へ行き、選挙人名簿の抄本、入場券、投票用紙の残枚数等の数字を確認したところ、確かに投票者数より投票用紙の使用枚数が1枚多いことが確認された。

投票所で午後4時頃に確認した時点では、投票者数と投票用紙の使用枚数は合っていたため、その後約1時間の間に 1枚足らない状況が生じた。この時点では、ある選挙人に投票用紙を2枚交付したか、または紛失した可能性があると 町委員会は考えていた。

町委員会が開票した結果、投票者数6,451人に対して投票総数が6,452票となり不一致であることが判明した。

町委員会はある選挙人に投票用紙を2枚交付した可能性はあるが、投票用紙を2枚交付したこと、選挙人が2枚に記入したこと、2枚を投票箱に投入したことへの確認は得られているものではなく、不正行為の介在はないと判断し、選挙無効原因にはあたらないと主張するものである。

今回の経緯から、第1投票区の投票所において投票用紙が二重に交付され、二重に投票されたと推察されるところであり、二重に投票されたうちの1票は潜在的に無効となる違法な投票ということになる。

しかし、このように投票の無効が選挙管理の違法に起因するものであっても、その投票数が確定している場合においては、当選の効力に関する争訟の原因であって選挙の効力に関する争訟の原因ではないとされている。(昭和28年1月20日福岡高裁判決)

本件は、違法な投票が1票に確定していること及びその数も「1」であることから、当選の効力に関する争訟の原因とはなり得るが、選挙を無効とする理由に該当するものではない。

### 2 申立理由2について

町委員会は開票開始前に選挙長が当日の投票状況(有権者数、投票者数、棄権者数、投票率)を発表し、午後8時に 開票を開始した。午後10時15分に開票結果が確定し、開票結果(有効投票数、無効投票数、按分の際切り捨てた票数、 いずれの候補者にも属しない按分票数、持ち帰りと思われるものの数、不受理と決定した投票数、投票総数、各候補者 の得票数)を発表した。 開票の結果、2名の候補者の得票数が同じであったため、公選法第95条第2項の規定に基づき、選挙長が執行するくじにより当選人を決定した。

申立人は開票から当選人の決定に至るまでの間に、選挙立会人に投票者数と投票総数が一致しない事実とその経緯を 説明しないまま当選人を決定したことは選挙の規定に違反すると主張している。

しかし、投票結果及び開票結果を選挙立会人に示していること、選挙長及び選挙立会人が順次署名し、選挙録が作成 されていることから、所定の当選人決定の手続きは行われていることが認められる。投票者数と投票総数の不一致の事 実を詳細に説明していないことは選挙を無効とする理由に該当するものではない。

#### 3 申立理由3について

平成22年4月25日の午前7時40分頃、第2投票所において投票に来た選挙人が選挙人名簿の抄本では期日前投票済みとなっている旨の連絡が町委員会にあった。町委員会は当該選挙人は未投票であることを確認したうえで投票をしてもらった。

他にも誤載がある可能性が考えられたことから、町委員会は期日前投票者と選挙人名簿の照合を行った。第1投票所においても1件の誤載が認められたが、誤載のあった選挙人は投票を行った。

選挙人名簿に一時的に一部不備があった事実は認められるが、町委員会が確認して不備は解消されており、かつ、申立人の主張は選挙人名簿全体としての瑕疵についての具体的な事実を示していない。

また、選挙人名簿に不備のあったことにより、選挙人の投票には影響を与えていない。

以上のことから、選挙を無効とする理由に該当するものではない。

#### 4 申立理由4について

申立人は町委員会の広報の標題に誤って「一般補欠選挙」と記載されている点について、補欠選挙と一般選挙とでは要素が違い、CATVでお詫びの放送はしているが、未加入世帯もあること、訂正した広報は行われていないので、重大な瑕疵による告知であると指摘している。

選挙管理委員会は公選法第6条第1項の規定により、「特に選挙に際しては投票の方法、選挙違反その他選挙に関し必要と認める事項を選挙人に周知させなければならない。」とされている。この規定は訓示規定であって、いわゆる効力規定でなく、その内容もすこぶる抽象的ではあるが、選挙管理委員会がこの規定の趣旨に著しく違反して、そのため選挙の結果に異動を及ぼす虞があるならば、その選挙の無効をきたすもの」(昭和28年6月1日東京高裁判決)とされている。

申立人の指摘するとおり、広報の標題に「補欠」という不要な文字が含まれるところではあるが、一定の訂正行為は 行われていること、広報の文章には正確に記載されていること、投票所入場券等他の手段により選挙人に周知されてい ること、過誤の程度などから選挙の無効に該当するまでの理由にはならない。

#### 5 申立理由5について

申立人は、選挙の規定に違反することに結びつく具体的な事実を示しているわけではないので、選挙を無効とする理 由にはならない。

#### 6 申立理由6について

異議申出の審理は職権審理主義に基づいて行われ、その審理における手段、方法等は法令に定めがあるものを除き、 町委員会の裁量に属するものである。よって、町委員会が申立人の主張するような措置をとらなかったとしても、審理 が違法となるものではない。

以上のとおり、申立理由1から6について判断した結果、選挙を無効とする理由は認められないから、当委員会としては主文のとおり裁決する。

平成22年8月2日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美